

社会福祉法人しのぶ福祉会人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止

委員会設置規程

(設置)

- 第1条 社会福祉法人しのぶ福祉会（以下「法人」という）が設置する施設に障害福祉サービス等における利用者の人権擁護及び虐待防止並びに身体拘束等の禁止を目的として人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 委員会は、各施設に設置し、名称をそれぞれ、あづま授産所人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止委員会及び生活介護あづまライフささや人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止委員会並びに生活介護あづまライフきぼう人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止委員会と称する。
- 3 グループホームにおける人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止については、それぞれのグループホームのバックアップ施設の委員会が所掌するものとする。

(目的)

- 第2条 この規程は、委員会の運営等に関して必要な事項を定め、もって利用者の人権擁護及び虐待の防止並びに身体拘束等の禁止、職員倫理の維持向上及び行動規範の厳守等を図ることを目的とする。

(障害者虐待の定義)

- 第3条 職員等が次の行為を行った場合を障害者虐待という。
- (1)身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
 - (2)性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者にわいせつな行為をさせること。
 - (3)心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - (4)放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による(1)から(3)までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - (5)経済的虐待：障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

(構成)

- 第4条 委員会は、あづま授産所及び生活介護あづまライフささや並びに生活介護あづまライフきぼう、各グループホームの全職員（臨時・嘱託職員・パートタイム職員を含む）で構成し、次の職務担当者を置き、理事長が任命する。
- (1)人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止管理者（以下「管理者」という。） 1名

- (2) 人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止責任者（以下「責任者」という。）
1名
- (3) 虐人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止担当者（以下「担当者」という。）
1名
- 2 職務担当者の職務等は以下のとおりとする。
- (1) 管理者の職務等
- ① 当該施設の長（以下「施設長」という。）を充て、委員会の議長となる。
 - ② 日本知的障害者福祉協会が策定した「知的障がいのある方を支援するための行動規範」及び障害者虐待防止法並びに本規程等における人権擁護及び虐待防止並びに身体拘束等の禁止に関する事項（以下「行動規範等」という。）についての法人内での遵守状況について定期的な点検を実施する。
 - ③ 法人内で人権の侵害及び虐待並びに身体拘束等と認められる事案が発生した場合は、責任者より報告を受けるとともに、自ら確認の上、市等へ通報を行う。
 - ④ ③の事案が発生した場合は、理事長へ報告し、その指示を得て、理事会及び評議員会に報告する。
- (2) 責任者の職務等
- ① サービス管理責任者を充てる。
 - ② 職員へ行動規範等の周知を徹底し、人権の擁護、虐待防止、身体拘束等の禁止及び職員倫理の向上のための施策を積極的に推進する。
 - ③ 委員会開催の際に、法人内の人権擁護及び虐待の防止並びに身体拘束等の禁止の状況について定期的な聞き取りを行う。
 - ④ 法人内で、行動規範等に違反する事案及び人権の侵害や虐待、身体拘束等と認められる事案が発生した場合は、担当者より報告を受けるとともに当該職員等に対して注意及び指導等を行い、管理者に報告する。
- (3) 担当者
- ① 法人内の人権の擁護、虐待防止、身体拘束等の禁止及び職員倫理の向上のための施策を積極的に推進する等責任者を補佐する。
 - ② 職員等に対する人権擁護及び虐待の防止並びに身体拘束等の禁止に関する研修の企画・運営を行うほか委員会の事務を行う。
 - ③ 法人内で、行動規範等に違反する事案及び人権の侵害並びに虐待並びに身体拘束等と認められる事案が発生した場合は、速やかにその状況について調査・確認を行い、責任者へ報告する。

（会議）

- 第5条 管理者は、毎月1回職員会議を開催する日等に委員会を開催し、その議長となる。
- 2 委員会では、法人内の人権擁護及び虐待防止並びに身体拘束等の禁止の状況について定期的な聞き取りのほか、人権侵害及び虐待の防止策並びに身体拘束等の禁止について検討を行うとともに、研修を行う。
- 3 法人内で、行動規範等に違反する事案並びに人権の侵害及び虐待、身体拘束等と認められる事案が発生した場合は、直ちに委員会を開催し、その状況について調査・確認を行い、その発生の防止及び被害者の救済等必要な措置

を行う。

その場合、虐待等を行った職員は、証言及び弁明の機会を除くほか委員会での当該事案についての議事に加わるできない。

(理事会等)

第6条 理事会及び評議員会は、利用者の人権を著しく侵害した職員及び虐待並びに身体拘束等を行った職員について、事実関係を確認するために調査し、事実が確認され法人服務規律違反に該当した場合には、法人は就業規則等に基づき処分を行う。

2 法人は、少なくとも年1回、理事会及び評議員会に対し、法人が行う障害福祉サービス等における人権擁護・虐待防止・身体拘束等の禁止の状況に関する報告を行わなければならない。

雑 則

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年 3月26日から施行する。

この規程は、平成28年 4月1日から施行する。

この規程は、平成30年10月4日から施行する。

この規程は、令和4年6月3日から施行する。